



(証券コード 9232)

2022年6月10日

株主各位

東京都目黒区下目黒1丁目7番1号
株式会社パスコ
代表取締役社長 島村 秀樹

「第74回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2022年6月2日付にてご送付いたしました「第74回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって次のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

【訂正箇所】(訂正箇所は網掛けを付して表示しております。)

- 第74回定時株主総会招集ご通知 4ページ
第2号議案 定款一部変更の件 1. 提案の理由(1)

【訂正前】

(1)2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条(株主総会の招集)および第14条(株主総会の議長)の変更を行うものであります。

【訂正後】

(1)2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競法」といいます。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手

段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条(株主総会の招集)および第14条(株主総会の議長)の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

2. 第74回定時株主総会招集ご通知 7ページ (附則)

【訂正前】

(新設)	(附則)
	<p>1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

【訂正後】

(新設)	(附則)
	<p>1. 変更後定款第13条第2項の新設は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本項は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>

	<p><u>2. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>4. 前2項および本項は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

以上